

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

四国中央市における過去の洪水災害の代表的なものには、昭和13年(1938年)の洪水と平成16年(2004年)の台風21号による洪水がある。

昭和13年(1938年):この年、金生川の大水により川之江町が大きな被害を受けた。この洪水は前年に続いて発生し、堤防の決壊や浸水家屋が相次いだため、金生川の付け替え工事が行われることになった。

平成16年(2004年):台風21号による豪雨で、小松町から四国中央市にかけて甚大な被害が発生した。松山自動車道や国道11号、

JR予讃線などが寸断され、床上浸水1,816戸、床下浸水4,142戸の被害が出た。

なお、洪水浸水想定区域は、川之江町や金生町下分などの大部分で想定されており、中でもJR川之江駅北側や新浜・浜田地区などで浸水深3.0~5.0mが想定されている。また、金生川河口付近、尻無川沿い、栄橋・金生橋南側、新浜・浜田地区で洪水による浸水継続時間が長いことや都市機能・要配慮者利用施設への影響が大きいなど、様々な課題がある。



(土砂災害)

土砂災害警戒区域は、山裾沿いに数多く指定されており、区域内には住宅・都市機能・要配慮者利用施設が多く立地している。また、一部土砂災害特別警戒区域内にも住宅が立地している。

過去には、台風15号(2004年8月)と台風21号(2004年9月)による豪雨で土砂災害が発生している。

【台風15号(2004年8月)】

8月17日から18日に発生した台風15号による豪雨で、土石流の多発により被害が大きかった。東予地方東部では平地部で230~340ミリ、山地部では600ミリを上回る豪雨となった。溪流で発生した土石流が流木で橋脚を塞ぎ、泥流が民家に流れ込んだ。

死者4人、床上浸水470棟、床下浸水967棟、全壊20棟、半壊14棟、一部損壊32棟、被害額26億円に及ぶ被害が発生した。

【台風21号(2004年9月)】

9月29日から30日に発生した台風21号による豪雨で、西条市から四国中央市にかけて大規模な土砂災害が発生した。JH松山自動車道が10数箇所の土砂流出により通行不能となった。国道11号、JR予讃線など主要幹線が土砂災害により寸断され、

数日間に渡って交通が麻痺し、経済に多大な影響を与えた。

(地震)

四国中央市における地震の発生例については、以下のようなものがある。

昭和43年（1968年）8月6日：豊後水道を震源とするM6.6の地震が発生し、四国中央市周辺でも震度5が観測された。

平成13年（2001年）3月24日：安芸灘を震源とするM6.7の地震が発生し、四国中央市周辺でも震度5強が観測された。

平成26年（2014年）3月14日：伊予灘を震源とするM6.2の地震が発生し、四国中央市周辺でも震度5強が観測された。

これらの地震は、四国中央市を含む愛媛県全体に影響を及ぼした。なお、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

当市は、重要港湾三島川之江港を海の玄関口とし、製紙・紙産業を基幹とする工業が集積して、四国中央市の経済を牽引する役割を担っている。気候は比較的穏やかで大きな災害に見舞われることも稀ですが、ひとたび災害が発生すると、人命や生活はもちろんのこと経済的損失も甚大なものとなる。

令和元年（2019年）12月に初めて報告された新型コロナウイルス感染症では、当市においても急速な広がりを見せ、飲食業やサービス業においては営業を縮小又は休業するなどしたほか、製造業では、従業員の感染から製造を中止せざるを得ないケースや材料等海外からの輸入に一部依存している事業所では、生産に大幅な遅れが生じるなど経営に大きな負担がのしかかり、その後サプライチェーンの見直しを余儀なくされた。

《当地域の防災計画》

- ・ 四国中央市地域防災計画  
<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/6/4081.html>
- ・ 四国中央市津波ハザードマップ（東版）  
<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/uploaded/attachment/8134.pdf>
- ・ 四国中央市土砂災害ハザードマップ  
<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/27/3734.html>
- ・ 四国中央市金生川・関川洪水ハザードマップ  
<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/6/4074.html>

(2) 四国中央市並びに当所管内の商工業者の状況

○四国中央市の商工業者数 3, 546人 当所管内の事業所数 3, 035人  
 ○ " 小規模事業者数 2, 686人 " 2, 282人

《内訳：令和3年経済センサス》

業種（日本標準産業分類中分類）	商工業者数		小規模事業者数	
	市内	当所管内	市内	当所管内
A B 農業、林業、漁業	29	17	27	17
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	1
D 建設業	344	267	324	249
E 製造業	575	506	401	359
F 電気・ガス・熱供給・水道業	8	5	7	4
G 情報通信業	12	11	6	6
H 運送業、郵便業	108	91	65	53
I 卸売業、小売業	934	789	635	533
J 金融業、保険業	73	67	61	55
K 不動産業、物品賃貸業	272	257	265	250
L 学術研究、専門・技術サービス業	121	97	98	78
M 宿泊業、飲食サービス業	359	322	250	216
N 生活関連サービス業、娯楽業	340	290	312	265
O 教育、学習支援業	83	75	72	64
P 医療、福祉	101	88	45	42
Q 複合サービス事業	21	17	18	14
R サービス業（他に分類されないもの）	165	135	99	76

(3) これまでの取組

1. 四国中央市の取組

四国中央市では、防災リスクへの取り組みとして、さまざまなハザードマップを提供している。これらのマップは、洪水、土砂災害、津波などの災害リスクを把握し、適切な避難行動を取るための情報を提供している（土砂災害ハザードマップ、金生川・関川洪水ハザードマップ、ため池ハザードマップ、四国中央市防災マップ、津波ハザードマップ）。例えば、金生川・関川洪水ハザードマップでは、洪水時の浸水想定区域や避難所の位置などが記載されており、また土砂災害ハザードマップでは、土砂災害の危険箇所や避難経路が示されている、さらに四国中央市は地域防災計画を策定し、市民の生命・財産を守るための対策を講じている。自主防災組織の結成や防災啓発活動も行われており、地域全体で防災意識を高める取り組みが進められている。

2. 四国中央商工会議所の取組み

- ・日本商工会議所と連携し、国の事業所BCPに関する政策を周知してきた。
- ・四国中央市が行う防災訓練に参加、協力した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所の総合支援（補助金、融資、事業再生、サプライチェーンの見直し）を行った。

- ・四国中央商工会議所のBCPに関する職員研修を行った。
- ・「令和6年能登半島地震」復旧・復興に向けたワンストップ相談窓口（能登事業者支援センター、輪島市役所仮設相談所）に経営指導員を派遣した。（補助金申請支援）

## 2 課題

### （1）支援体制の構築

- ・事業者への支援を行うにあたり、平時における災害リスクの周知や災害対策、事業継続計画等の計画策定に向けた必要な知識・情報が不足しており、職員間における情報共有も十分になされていない。
- ・緊急時における応急対応や復旧・復興対応については、これまで具体的なマニュアル整備をしておらず、支援体制が構築できていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいないため、外部連携等を図りながら課題解決に向けた支援を行っていくことが求められる。

### （2）事業者の災害リスクに対する認識

- ・事業者の災害対策に対する意識は相対的に低い状況にある。したがって、事業継続力強化に係る取組の重要性について普及啓発を進める必要がある。

## 3 目標

- ・当所用災害時初動対応チェックリスト及び携行カードを作成する。
- ・事業所向けBCP策定セミナーを開催する。 5回
- ・事業者BCP計画策定に向けた支援及び策定を行う。 計画策定件数 10社
- ・火災共済、ビジネス総合保険等への加入（見直し含む）を促進する。 30社
- ・会館が使用できないことを想定した代替施設を確保する。
- ・愛媛県、四国中央市と連携を密にした、災害状況の収集及び関連情報を発信する。
- ・当所自身の事業継続計画を令和7年度中に作成する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年6月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

四国中央商工会議所では、いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ地震をはじめ将来の大規模災害や未知の感染症に備え、平時のうちから対策を整備し、あらゆる経営リスクから企業を守り、円滑に継続、再開できるよう支援する。

支援にあたっては、四国中央市と役割分担や組織体制について整備し、連携して次の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

「四国中央市地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようする。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市報、ホームページ、メールマガジン等において、国等の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCP計画策定セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症については、愛媛県や四国中央市と情報交換を密にし、より正確な情報を提供することで誤った対応をしないよう周知に努める。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者にマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、事業継続計画が未作成のため令和7年度中の作成を予定している。

3) 関係団体等との連携

- ・日本商工会議所が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスターの掲示やセミナーの共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取組み状況を確認する。
- ・策定事業者については、計画の実施状況について確認するほか見直しの検討を行う。
- ・四国中央市事業継続力強化支援協議会〔仮称〕（構成員：当所、四国中央市、土居町商工

会)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(南海トラフ巨大地震等)が発生したと仮定し、四国中央市との連携体制を確認する。(年1回以上)

< 2. 災害・感染症発生後の対策 >

自然災害や感染症の発生時には、人命救助を最優先したうえで以下の手順で被害状況を把握し、直ちに関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①職員等の安否確認

勤務時間中の災害について

- ・発災後、即座に来客者・職員・常勤役員の安否確認を行う。外出中の職員については、最寄りの避難所へ避難し、安全な状況になるまで待機させる。
- ・建物については、1時間以内に被害状況等を確認する。

勤務時間外の災害について

- ・発災後24時間以内に職員・常勤役員の安否確認を行う。確認手段として、職員緊急連絡網・災害用伝言ダイヤル・安否確認サービス等を活用し、安否及び出勤の可否を報告する。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、状況に応じて出勤する。
- ・建物については、出勤後1時間以内に被害状況等を確認する。

②災害対策本部の設置

- ・発災後24時間以内に災害対策本部を設置し、業務従事の可否等の状況把握を行う。

③市内事業者の被害状況把握

- ・大まかな被害状況(被災事業所名、住所、被害状況(全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など聴取可能な範囲))を確認し、災害発生から概ね72時間以内を目安に情報共有する。
- ・激甚災害指定の可能性がある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額(事業の再建に必要なおおよその推計額)について、概ね10日以内を目安に可能な範囲で情報を共有する。

[ 被害状況の確認方法 ]

- ・電話等の通信機能が正常の場合は、状況を見て事業者への聞き取り調査を行う(日中)。
- ・危険がないと判断した場合は、巡回による事業所及び周辺の施設・インフラ等の目視確認を行う(日中)。

2) 応急対策の方針決定

当所と四国中央市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

①応急対策が可能と判断した場合

- ・業務従事が可能な職員は、更なる被害状況の情報収集や支援方法・役割分担等について

協議を行う。当会館が被災した場合は、指定した場所・時間にて連絡を取り合うなどし、情報収集や支援方法・役割分担等について協議する。

②応急対策が不可能と判断した場合

- ・市内の被災状況が甚大であり、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・職員は、避難勧告など避難に関する情報の解除等、応急対応が可能であると判断できる時まで出勤せず自宅待機とし、職員自身の安全確保を優先する。

《被害規模の目安は以下を想定》

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

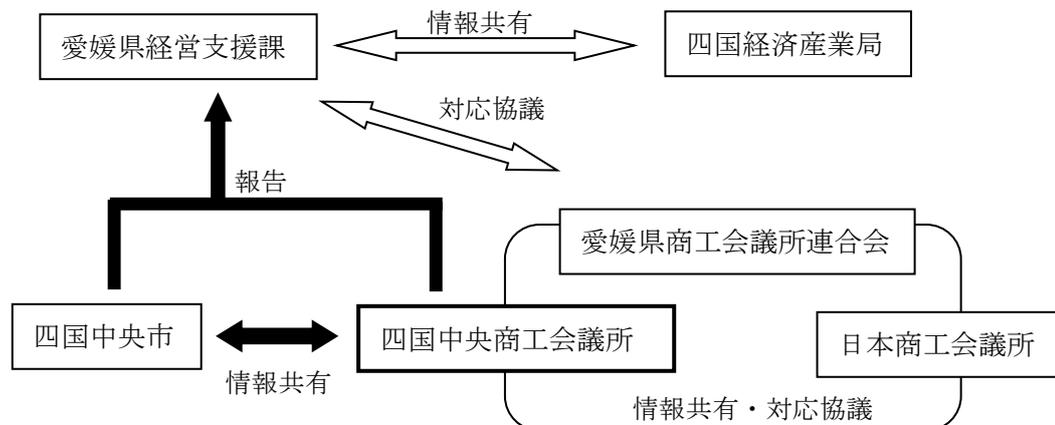
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、当所と四国中央市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

被災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
3週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と四国中央市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と四国中央市が確認した情報を、愛媛県の指定する様式にて、当所（当所が報告できない場合は四国中央市）より愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 当所と四国中央市が相談のうえ、市内事業者に対して応急対策支援にあたる。
- ・ 相談窓口は、安全性が確認された場所に設置するとともに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 具体的な支援内容や支援方法については、当所と四国中央市が協議し被害状況を鑑みて決定する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や愛媛県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

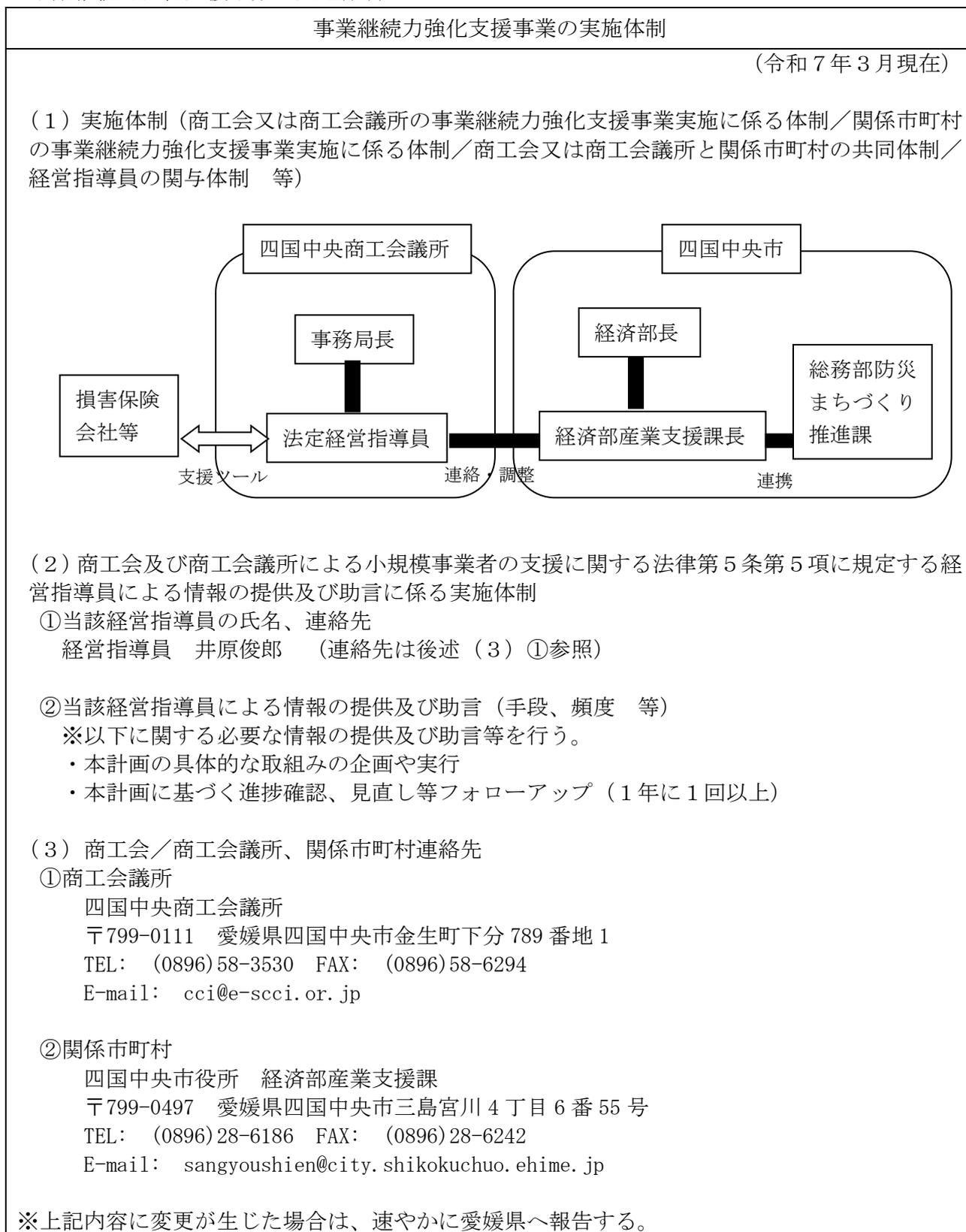
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、「大規模自然災害等の際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」に基づき、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会議所連合会に依頼し、被災事業者に対し、連携して支援活動を迅速且つ円滑に遂行する。
- ・ 国、県、市の補助金等活用支援を行うほか、日本政策金融公庫や愛媛県信用保証協会と連携し、事業継続に向けた力強い支援を実行する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ 冊子、パンフ作製費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、四国中央市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①   ②   ③	